

乗務員の不適切な行為について

平成21年2月6日
国土交通省航空局

平成21年2月3日、(株)ジャルウェイズ所属の客室乗務員が搭乗便の離陸中に、客室において携帯電話による写真撮影を行っていた事実が判明した旨、同社から報告がありました。

当該行為は、航空法第73条の3（安全阻害行為等の禁止等）に違反することから、本日、同社に対し文書による厳重注意を行い、再発防止策の策定を指示しました。

また、本事案と、先に判明した(株)エア・ニッポンネットワーク所属の運航乗務員が離着陸中に操縦室においてデジタルカメラにより写真撮影を行った事案を踏まえ、各航空会社に対して同様な行為が無いよう社内の周知徹底を指示しましたので、お知らせいたします。

問い合わせ先

航空局監理部航空安全推進課

技術部運航課

電話 03 - 5275 - 8111 (代表)

担当： 航空安全推進課 平野（内線 48164）小野寺（内線 48170）

運航課 湊（内線 50104）濱田（内線 50127）

客室乗務員の不適切な行為について(概要)

1. 平成21年2月3日、(株)ジャルウェイズ所属の客室乗務員が、成田国際空港に向けて出発するために、ホノルル国際空港で地上走行をしている時に機体後方右側ドアの窓から携帯電話のカメラ機能を使用して、機外の風景写真を撮影していた事実が判明した。
2. 経緯は以下のとおり
 - 2月3日、当該便が成田国際空港に到着した際に、降機中の旅客から客室乗務員が携帯電話のカメラ機能を使用して窓の外を撮影していた旨の指摘を他の客室乗務員が受けた。
 - 2月3日夜、会社は、撮影者である客室乗務員から事情を聴取確認し、乗務停止を決定。
 - 2月4日、会社から当局あて概要の報告。
 - 2月5日、ジャルウェイズを航空局に呼び、事実確認を実施。
 - 2月6日、航空局からジャルウェイズに対して嚴重注意を行い、再発防止策の策定を指示。併せて、他の航空会社に対しても、再発防止の観点から周知徹底を指示。
3. 会社は、当該乗務員に対して当面の間、乗務を停止。
社内処分について、現在検討中。

(参考)

航空法(抄)

(安全阻害行為の禁止等)

第73条の3 航空機内にある者は、当該航空機の安全を害し、当該航空機内にあるその者以外の者若しくは財産に危害を及ぼし、当該航空機内の秩序を乱し、又は当該航空機内の規律に違反する行為(以下「安全阻害行為等」という。)をしてはならない。

航空法施行規則(抄)

(安全阻害行為等の禁止)

第164条の15 法第73条の4第五項の国土交通省令で定める安全阻害行為等は、次に掲げるものとする。

一 ~ 三 (略)

四 航空機の運航の安全に支障を及ぼすおそれがある携帯電話その他の電子機器であつて国土交通大臣が告示で定めるものを正当な理由なく作動させる行為

五 ~ 八 (略)

国空推第 1 9 5 号

平成 2 1 年 2 月 6 日

株式会社ジャルウェイズ

取締役 渡辺 達治 殿

国土交通省航空局監理部航空安全推進課長

河田 守弘

客室乗務員の不適切な行為について（厳重注意）

貴社からの報告により、平成 2 1 年 2 月 3 日に貴社所属客室乗務員が搭乗便の離陸中に携帯電話を使用して写真撮影を行ったことが判明した。

当該行為は、航空法第 7 3 条の 3（安全阻害行為等の禁止）に違反する行為である。

公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為が行われたことは誠に遺憾である。

については、本事案を真摯に受け止め、その原因及び背景について調査を行うとともに必要な再発防止対策を検討の上、2 月 1 6 日までに文書にて報告されたい。

国空推第196号
国空航第895号
平成21年2月6日

特定本邦航空運送事業者代表者 殿
外国人航空運送事業者代表者 殿

国土交通省航空局
監理部航空安全推進課長

技術部運航課長

乗務員の不適切な行為について

標記については、(株)エアーニッポンネットワーク所属の運航乗務員(機長)が、離着陸中に操縦室においてデジタルカメラによる写真撮影を行っていた事実が判明し(1月27日)、さらには、(株)ジャルウェイズ所属の客室乗務員が離陸時に携帯電話により写真撮影を行っていた事実が判明したため(2月3日)、両社に対し文書により厳重注意を行い、再発防止を求めたところである。

これらの行為は、航空法第73条の3(安全阻害行為等の禁止等)に違反し、安全な運航の妨げとなるおそれのあるものである。各社においては、同様な行為が無いよう、社内の周知徹底を図られたい。

国空推第196号
国空航第895号
平成21年2月6日

東京航空局長 殿
大阪航空局長 殿

国土交通省航空局
監理部航空安全推進課長

技術部運航課長

乗務員の不適切な行為について

標記については、(株)エアーニッポンネットワーク所属の運航乗務員(機長)が、離着陸中に操縦室においてデジタルカメラによる写真撮影を行っていた事実が判明し(1月27日)、さらには、(株)ジャルウェイズ所属の客室乗務員が離陸時に携帯電話により写真撮影を行っていた事実が判明したため(2月3日)、両社に対し文書により厳重注意を行い、再発防止を求めたところである。

これらの行為は、航空法第73条の3(安全阻害行為等の禁止等)に違反し、安全な運航の妨げとなるおそれのあるものである。

については、貴管内関係航空運送事業者に対しても、同種事案の再発防止に努めるよう、周知徹底を図られたい。